

# 八代市議会 12月定例会議案

(令和7年11月28日招集)

(その2)

## 目 次

- 議案第127号 令和7年度八代市一般会計補正予算
- 議案第128号 令和7年度八代市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第129号 令和7年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第130号 令和7年度八代市介護保険特別会計補正予算
- 議案第131号 令和7年度八代市水道事業会計補正予算
- 議案第132号 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
- 議案第133号 八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第134号 八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月12日提出  
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

# 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成17年八代市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

## 附 則

### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

### （期末手当の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

八代市長等の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月12日提出  
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長等の期末手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

## 八代市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 八代市長等の給与に関する条例（平成17年八代市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「、「100分の172.5」を「「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」に改める。

第2条 八代市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の126.25」とあるのは、「100分の175」に改める。

### 附 則

#### （施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の八代市長等の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和7年12月12日提出  
八代市長 小野泰輔

(提案理由)

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額、通勤手当の額及び期末勤勉手当の支給月数を改定するに当たり、条例の改正が必要である。

八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 八代市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年八代市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「310,000円」を「310,800円」に改め、同項第2号中「51,600円」を「52,100円」に改める。

第17条第3項の表10km以上15km未満の項中「7,100円」を「7,300円」に改め、同表15km以上20km未満の項中「10,000円」を「10,400円」に改め、同表20km以上25km未満の項中「12,900円」を「13,500円」に改め、同表25km以上30km未満の項中「15,800円」を「16,600円」に改め、同表30km以上35km未満の項中「18,700円」を「19,700円」に改め、同表35km以上40km未満の項中「21,600円」を「22,800円」に改め、同表40km以上45km未満の項中「24,400円」を「25,900円」に改め、同表45km以上50km未満の項中「26,200円」を「29,100円」に改め、同表50km以上55km未満の項中「28,000円」を「32,300円」に改め、同表55km以上60km未満の項中「29,800円」を「35,500円」に改め、同表60km以上の項中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第25条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「6,100円」を「7,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「9,150円」を「11,550円」に改め、同条第2項中「22,000円」を「23,500円」に改める。

第28条第1項中「第30条第1項まで」を「第30条まで」に改め、同条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に、「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の70」を「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」に、「100分の60」を「100分の60」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第31条第2項第1号中「加算した額に」を「加算した額に、6月に支給する場合には」に、「100分の125」を「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」を「勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には」に、「100分

の 6 0」を「100分の60)、12月に支給する場合には100分の  
52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員区分 ＼職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額						
定年	円	円	円	円	円	円	円
前再	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職員以	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
外の職員	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400

35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		

77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				
117		314, 600				
118		314, 800				
119		315, 100				

120		315, 400					
121		315, 700					
122		315, 900					
123		316, 200					
124		316, 500					
125		316, 800					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料 月額						
	円 200, 300	円 227, 800	円 269, 500	円 290, 100	円 305, 700	円 331, 900	円 374, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円	円
前再	1	305, 600	415, 600	470, 300	566, 200				
任用	2	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300				
短時	3	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400				
間勤	4	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100				
務職									
員以外の職員	5	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400				
	6	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700				
	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100				
	8	324, 900	431, 900	482, 800	597, 000				
	9	328, 300	434, 000	484, 600	599, 500				
	10	331, 800	435, 500	486, 300	601, 800				
	11	335, 200	437, 000	488, 100					
	12	338, 600	438, 500	489, 900					
	13	342, 000	439, 900	491, 700					
	14	345, 500	441, 300	493, 400					
	15	348, 900	442, 800	495, 200					
	16	352, 300	444, 200	497, 000					
	17	355, 700	445, 500	498, 800					
	18	358, 800	447, 000	500, 700					
	19	362, 000	448, 400	502, 600					
	20	365, 200	449, 800	504, 500					
	21	368, 500	451, 100	506, 400					
	22	371, 600	452, 600	508, 100					
	23	374, 700	454, 000	509, 900					
	24	377, 700	455, 400	511, 700					

25	380, 800	456, 800	513, 300
26	383, 100	458, 200	515, 100
27	385, 400	459, 500	516, 900
28	387, 600	460, 900	518, 400
29	389, 500	462, 300	519, 800
30	391, 200	463, 600	521, 500
31	392, 900	465, 000	523, 300
32	394, 700	466, 400	525, 000
33	396, 400	467, 700	526, 500
34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700
39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800

68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500

備考 この表は、診療所に勤務する医師である職員に適用する。

第2条 八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第3項の表60km以上の項中「60km以上」を「60km以上65km未満」に改め、同表に次のように加える。

65km以上70km未満	42,200円
70km以上75km未満	45,700円
75km以上80km未満	49,200円
80km以上85km未満	52,700円
85km以上90km未満	56,200円
90km以上95km未満	59,600円
95km以上100km未満	63,000円
100km以上	66,400円

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の7

0」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60)、12月に支給する場合には100分の52.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)を「100分の61.25」に改める。

(八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年八代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額（円）の欄中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に改める。

第8条第2項中「100分の95」を「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」に、「100分の87.5」を「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」に改める。

第4条 八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八代市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表10km以上15km未満の項中「7,100円」を「7,300円」に、「355円」を「365円」に改め、同表15km以上20km未満の項中「10,000円」を「10,400円」に、「500円」を「520円」に改め、同表20km以上25km未

満の項中「12,900円」を「13,500円」に、「645円」を「675円」に改め、同表25km以上30km未満の項中「15,800円」を「16,600円」に、「790円」を「830円」に改め、30km以上35km未満の項中「18,700円」を「19,700円」に、「935円」を「985円」に改め、同表35km以上40km未満の項中「21,600円」を「22,800円」に、「1,080円」を「1,140円」に改め、同表40km以上45km未満の項中「24,400円」を「25,900円」に、「1,220円」を「1,295円」に改め、同表45km以上50km未満の項中「26,200円」を「29,100円」に、「1,310円」を「1,455円」に改め、同表50km以上55km未満の項中「28,000円」を「32,300円」に、「1,400円」を「1,615円」に改め、同表55km以上60km未満の項中「29,800円」を「35,500円」に、「1,490円」を「1,775円」に改め、同表60km以上の項中「31,600円」を「38,700円」に、「1,580円」を「1,935円」に改める。

第7条第1項及び第4項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
	円	円	円
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200

18	221, 000	263, 900	294, 500
19	222, 600	265, 000	295, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900
22	227, 200	268, 000	299, 100
23	228, 800	269, 000	300, 300
24	230, 400	270, 000	301, 600
25	232, 000	271, 000	302, 900
26	233, 700	271, 900	303, 900
27	235, 000	272, 700	304, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000
30	238, 700	275, 200	308, 200
31	239, 800	276, 000	309, 300
32	240, 900	276, 700	310, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200
36	244, 800	279, 600	315, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300
40	248, 400	282, 500	320, 600
41	249, 200	283, 200	321, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400
46	252, 400	286, 600	327, 700
47	253, 000	287, 300	329, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400
50	254, 700	289, 200	332, 700
51	255, 300	289, 900	333, 900
52	255, 800	290, 600	335, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400
54	256, 600	291, 700	337, 400
55	256, 900	292, 300	338, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600
57	257, 500	293, 600	340, 300
58	257, 800	294, 200	341, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900
60	258, 400	295, 500	342, 700
61	258, 700	296, 100	343, 500
62	259, 000	296, 700	343, 900

63	259, 300	297, 200	344, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100
65	259, 900	298, 200	345, 900
66	260, 200	298, 800	346, 600
67	260, 500	299, 300	347, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400
70	261, 400	300, 800	349, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500
72	262, 000	301, 900	350, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900
75	262, 900	303, 100	351, 200
76	263, 200	303, 400	351, 600
77	263, 500	303, 600	352, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500
79	264, 100	304, 100	353, 000
80	264, 400	304, 400	353, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200
83	265, 300	305, 100	354, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000
85	265, 900	305, 600	355, 300
86	266, 200	305, 800	355, 700
87	266, 500	306, 100	356, 100
88	266, 800	306, 400	356, 500
89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300
105		311, 200	362, 800
106		311, 500	363, 200
107		311, 800	363, 500

108		312, 100	363, 800
109		312, 300	364, 200
110		312, 600	
111		313, 000	
112		313, 300	
113		313, 500	
114		313, 700	
115		314, 000	
116		314, 400	
117		314, 600	
118		314, 800	
119		315, 100	
120		315, 400	
121		315, 700	
122		315, 900	
123		316, 200	
124		316, 500	
125		316, 800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職務の級 号給	1級		2級	
	給料月額		給料月額	
1		円 221, 700		円 254, 700
2		223, 600		256, 800
3		225, 400		259, 000
4		227, 100		261, 200
5		228, 800		263, 400
6		230, 700		264, 400
7		232, 500		265, 200
8		234, 200		266, 100
9		235, 900		266, 900
10		237, 800		268, 000
11		239, 700		269, 100
12		241, 600		270, 000
13		243, 400		270, 800
14		245, 400		271, 500
15		247, 400		272, 200
16		249, 400		273, 000
17		251, 400		274, 100
18		253, 400		275, 000
19		255, 500		275, 900

20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第4号給の欄中「113号給」を「109号給」に改める。

第6条 八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表60km以上の項中「60km以上」を「60km以上65km未満」に改め、同表に次のように加える。

65km以上70km未満	42,200円	2,110円
70km以上75km未満	45,700円	2,285円
75km以上80km未満	49,200円	2,460円
80km以上85km未満	52,700円	2,635円
85km以上90km未満	56,200円	2,810円
90km以上95km未満	59,600円	2,980円
95km以上100km未満	63,000円	3,150円
100km以上	66,400円	3,320円

第7条第1項及び第4項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の八代市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例（次条において「改正後の会計年度職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

##### (給与の内扱)

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の八代市一般職の職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基

づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。